

住民税非課税世帯等を対象とした 産科受診等支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るため、初回産科受診料の補助を行い、市が医療機関と連携して支援を行います。



【対象者】

受診時に諫早市民で以下のすべてに該当する方

- ・住民税非課税世帯又は生活保護受給者で、出産を希望する妊婦
- ・妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援を行うため、受診した医療機関と市が連携して支援を行うことに同意する方

※令和6年4月1日以降初回受診された方に限ります

【補助内容】

初回産科受診料の補助金額 上限 10,000 円

※申請期間は受診日から 1 年以内です

【申請の流れ】

- ① 医療機関を受診し、初回受診料を支払い、領収書・明細書を受け取ります。
- ② 必要な書類（下記）を揃えて、すくすく広場へ提出してください。
- ③ 後日、指定の振込口座へ補助金が振り込まれますので、通帳等をご確認ください。
- ④ 市から、医療機関へ申請者の情報提供を行い、医療機関と連携して支援を行います。

【申請に必要な書類等】

- ① 申請書（市のホームページからダウンロードできます）
- ② 初回産科受診に要した費用に係る「領収書」及び「診療明細書」の原本
- ③ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証の写し）
- ④ 課税証明書の提出が必要な場合があります（転入など）
- ⑤ 受診料支払いのための金融機関振込先が確認できるもの（通帳等の写し）
- ⑥ 生活保護受給者の方は保護金品証明書を提示



【問合せ先】

諫早市すくすく広場

諫早市栄町 1 番 1 号 2 階

電話：0957-46-5276

E-mail：sukusuku@city.isahaya.nagasaki.jp